

## 広島県告示二百十五号

平成二十四年広島県告示第五百六十五号（広島県人口移動統計調査の目的、期間など）の全部を次のように改正し、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、五二(六)から八までこの改正は、平成二十八年十月一日から施行する。

平成二十八年三月三十一日

広島県知事 湯崎英彦

### 一 調査の目的

広島県人口移動統計調査（以下「人口移動統計調査」という。）は、本県人口の移動状況の実態を把握し、各種行政事務の基礎資料とともに、市町人口の推計資料を得ることを目的とする。

### 二 調査の期間

人口移動統計調査は、毎月一日から末日までを一単位期間として、継続して行う。

### 三 調査の種類

人口移動統計調査は、甲調査と乙調査とする。

### 四 調査の対象

人口移動統計調査は、次の者について行う。

#### 1 甲調査

住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）に基づき、住民基本台帳に記載されている者及び住民票に記載され、又は住民票を消除された者

#### 2 乙調査

県内の一の市町（広島市にあっては、区。以下この項において同じ。）の区域内から当該の市町の区域外に住所を移す者（以下「市区町外転出者」という。）及び県内以外の区域から県内の市町の区域内に住所を移す者（以下「県外転入者」という。）で住民基本台帳法に基づき住民票に記載され、又は住民票を消除された者のうち、外国人住民を除いた者

### 五 調査事項

人口移動統計調査は、次の事項を調査する。

#### 1 甲調査

- (一) 日本人及び外国人の男女別及び年齢階級別人口
- (二) 日本人及び外国人の転入者数及び転出者数
- (三) 日本人及び外国人の出生者数及び死亡者数
- (四) 日本人及び外国人の転入、転出、出生及び死亡以外の事由による移動者数
- (五) 日本人、外国人及び複数国籍の世帯数

#### 2 乙調査

- (一) 転入元又は転出先の住所地
- (二) 移動の理由

(三) 性別及び出生年月

(四) 移動先での居住予定

(五) 十五歳時の住所地

(六) 自発的移動の有無

(七) 単身赴任の有無

(八) 移住・定住情報の認知度及び利用度

## 六 調査の方法

### 1 甲調査

市町長は、住民基本台帳法第五条の規定により住民基本台帳に記録されている者及び同法第八条の規定により住民票の記載又は消除を行った者について、甲調査票によつて知事に報告するものとする。

### 2 乙調査

(一) 市区町外転出者は住民基本台帳法第二十四条の規定による届出をする際に、県外転入者は同法第二十二条の規定による届出をする際に、知事が配布する乙調査票によつて報告するものとする。ただし、乙調査票の記入に当たり、報告すべき者に特別の事情がある場合には、市区町の職員が調査事項を質問して乙調査票に記入することができる。

(二) 住民基本台帳法第八条の規定に基づき市町長（広島市にあつては、区長。以下この号において同じ。）が職権により住民票の記載又は消除を行う者については、当該市町長がその住民票の記載又は消除を行う際に、乙調査票によつて知事に報告するものとする。この場合において、区長は、広島市の長を経由するものとする。